

モデルケース (税源移譲による負担変動 (年額))

★ 独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	市県民税	合計		所得税	市県民税	合計		
300万円	124,000円	64,500円	188,500円		62,000円	126,500円	188,500円		0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円		160,500円	260,500円	421,000円		0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円		376,500円	404,500円	781,000円		0円

★ 夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	市県民税	合計		所得税	市県民税	合計		
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円		0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円		0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円		0円

※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※控除は、基礎控除、人的控除と、収入金額の10%の社会保険料控除のみとして計算しています。
 ※定率減税については考慮していません。



市県民税の老年者非課税措置を段階的に廃止

平成17年1月1日現在、65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれ）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方には、市県民税を非課税とする「老年者非課税措置」が平成17年度まで適用されていましたが、この措置が平成20年度までに、段階的に廃止されます。

平成17年度 前年の合計所得金額が125万円以下の方 **非課税**

平成18年度以降 前年の合計所得金額が125万円以下の方 **課税**
 経過措置として、平成18年度は税額の3分の2を減額
 平成19年度は税額の3分の1を減額
 平成20年度以降は、全額負担

この経過措置は、昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。



定率減税の廃止

平成11年度から、景気回復のための特別措置として導入されていた「定率減税」が廃止されます。

平成18年 所得 税：平成18年1月分から税額の10%相当額を減額（12.5万円を限度）
 市県民税：平成18年6月分から税額の7.5%相当額を減額（2万円を限度）

平成19年以降 所得 税：平成19年1月分から廃止
 市県民税：平成19年6月分から廃止

モデルケース (夫婦+子ども2人・給与収入700万円 (年額))

平成18年		平成19年以降	
市県民税	196,000円	市県民税	293,500円
・定率減税	▲14,700円	・定率減税	廃止
所得税	263,000円	所得税	165,500円
・定率減税	▲26,300円	・定率減税	廃止
合計	418,000円	合計	459,000円

※子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※控除は、基礎控除、人的控除と、収入金額の10%の社会保険料控除のみとして計算しています。

お問い合わせ先

所得税について

伊予西条税務署 個人課税部門 TEL0897-56-3292

市県民税について

市庁舎本館市民税課 市民税係 TEL0897-56-5151 内線2262
 東予総合支所税務課 市民税係 TEL0898-64-2700 内線123
 丹原総合支所税務課 市民税係 TEL0898-68-7300 内線214
 小松総合支所税務課 市民税係 TEL0898-72-2111 内線114